

(別添5)

福祉サービス第三評価結果の公表ガイドライン

① 第三者評価機関名

NPO法人未来

鳥取県倉吉市東仲町2571番地

② 施設・事業所情報

名称： 鳥取県立中部療育園	種別： 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス
鳥取県知事：平井 伸治 園長：杉浦千登勢	定員（利用人数）：10名（2種のサービスの合計） 医療型児童発達支援（登録20名） 放課後等デイサービス（登録5名）
所在地：鳥取県倉吉市上井503番地1	
TEL： 0858-27-0780	ホームページ： www.pref.tottori.lg/chubu-ryouikuen/

【施設・事業所の概要】

開設年月日 平成15年4月1日

経営法人・設置主体（法人名等）：鳥取県

職員数	常勤職員： 10 名	非常勤職員 5 名
専門職員	医師 2 名 言語聴覚士 2 名 理学療法士 1 名 児童発達支援管理責任者 1 名 作業療法士 1 名 保育士 1 名	看護師 1 名 児童指導員 1 名 心理療法専門員 1 名 医療事務 1 名 医師事務作業補助者 1 名
施設・設備の概要	（居室数） 保育室（2）相談室（1）	（設備等） 訓練室（4）診察室（1）会議室（1） 心理検査室（1）配膳室（1） 幼児用トイレ（1）事務室（2） 多目的トイレ（2）屋外訓練場（1）

③ 理念・基本方針

【理念】

1. 子どもの育ちを大切にします

発達の遅れや障がいがあっても、子どもの育ちは無限の可能性があります。

2. ご家族の子育てを支援します

保育、医療スタッフがご家族と一緒に、子育てや療育を考えます。

3. 地域の中での育ちを応援します 地域の保育所や学校などと協働して、お子さんとご家族の地域生活を考えます。

【基本方針】

1. 私たちは、自己研鑽に励み、自らの専門性を高め、利用者中心の質の高い医療・福祉サービスを提供していきます。
2. 私たちは、職員のチーム力を最大限に發揮し、ご家族の子育てを支援していきます。
3. 私たちは、子育てを支援されている関係者の方々と、誠実な協力関係を築いていきます。

④ 施設・事業所の特徴的な取組

① 外来診療

発達（知能や運動、言葉、行動や情緒など）に心配や不安、遅れや障がいのあるお子さんの日常生活や子育てについて診療します。

② 医療型児童発達支援（ぐんぐん）

就学前の運動障がいや発達障がいのある児童へ御家族と一緒に様々な保育活動を通じて、子ども達の育つ力を最大限に引き出していきます。

ご家族同士の情報交換やリフレッシュの場のひとつとして、交流を通じて子育てに自信や楽しみを持てる空間を作ります。

○対象 未就学児

③ 放課後等デイサービス（もこもこ塾）

生活の中で必要な基本的動作を行う中で身体機能の維持向上を目指します。

○対象 肢体不自由児（就学児）

④ 障がい児等地域療育支援事業

障がいがあったり、発達に心配や不安のあるお子さんと保護者の方、保育園・こども園の先生からの子育てや療育に関する相談をお受けしています。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和3年7月 1日（契約日）～ 令和4年 月 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	3 回

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

1. 平成15年に中部圏域の肢体不自由児通園施設として発足し、現在は発達障がいの利用者が7割以上を占めている。常勤医による外来診療開始や個別療育へのニーズに対応していくことで、中部圏域唯一の療育専門機関として浸透している。従来の狭い敷地から、令和2年4月に広い敷地に移転し、サービスの質の向上に向け、取り組んでいる。
2. 広いスペースを活動と集まりの場所に分け、利用者がスケジュールに沿って活動が定着出来るよう支援している。

3. コロナ禍により、1時間の入れ替え制とし、「小集団活動」から「個別活動」へ移行した。飲食中止に伴い模擬動作や家庭での動画で食事動作を評価し、職員や保護者参加の集団療法に取り組んでいる。
4. 「障がい児等地域療育支援事業」を展開し、家庭や保育園など地域での療育的支援の実施と定着を目的とする療育相談を精力的に行っている。
5. 体幹訓練や書字・絵画などの学習、生活動作等、利用者一人ひとりに応じた機能訓練・生活訓練を多職種の職員で評価し、見えてきた課題を共有している。
6. 利用者の能力を確認し、スイッチやPadの活用など、利用者の発達段階や機能を合わせたコミュニケーション支援を行っている。

◇期待できる点

1. ICT化を進め、電子カルテで情報を共有している他、ミーティング等により細部の情報も職員間で共有を図っている。今後はネット環境の整備が課題である。
2. 安全対策に関する基本マニュアルが各種整備されている。遊具や玩具は支援終了時に確認しているが、設備の安全性について、さらに定期的な細部の点検等の実施を望む。
3. コロナ禍のため、保護者との意見交換会等は中止している。ペアレントトレーニングや子育て検討会等の取り組みを進めている。
4. 毎年園主催の「地域療育セミナー」を開催し、家庭や地域・園との循環となることをめざし、年々参加者も増えている。コロナ禍でもあり、さらに工夫を望む。

◇改善を求められる点

1. 家庭へは随時「お便り」で情報発信しているが、コロナ禍による状況の変化に対応するためにも早めの発信を期待する。
2. 令和2年に移転したが、まだ園の存在意義や目的など、地域へ向けての情報発信をさらに進めてほしい。
3. コロナ禍により、職員のみで利用者の避難を想定した訓練を行った。見えてきた課題の解決策を早急に取り組むよう期待する。また、災害時、障がい児の受け入れ体制や、食料・備品類の備蓄を含め、検討してほしい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回の第三者評価の受審に向け、自己評価を作成する過程で、職員間で課題への共通認識を持ち、日頃の支援のあり方について振り返る機会となりました。

コロナ禍での取り組みも評価していただきましたが、今後もさらなる工夫や、安全面での十分な配慮を心がけるよう努めています。

また、災害時の体制整備やさらなる情報発信等、当園に寄せられる利用者の方々の期待や要望及び地域のニーズをしっかりと把握し、応えていくように努めます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果報告書（共通項目）

※すべての評価細目（45項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。※評価細目毎に評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
＜コメント＞ 施設の理念及び基本方針を明文化し、パンフレット、ご利用のしおり、ホームページに掲載している。理念、基本方針を踏まえた運営方針を玄関、保育室に掲示し職員、保護者にも周知を図っている。		

I-2 経営状況の把握

		評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
＜コメント＞ 中部圏域の肢体不自由児通園施設として発足以来、その時々のニーズにこたえる事業を開拓し、厚い処遇体制をとっている。採算性を重視した事業経営ではないが財政当局による収支状況の点検を隨時受けている。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
＜コメント＞ 人員体制は現行の事業運営から見て必ずしも十分とは言えないが、職員個人の専門性の向上に努め、相互の連携や情報の共有化を図り、家庭と地域関係機関との連携を充実するなど最大限の対応をしている。		

I-3 事業計画の策定

		評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
＜コメント＞ 採算性を重視した事業計画ではないが、中部圏域での役割やニーズにより運営方針に基づいた療育機関として個別支援の充実、園や学校への地域支援を中心・長期的に取り組んで		

いる。

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
---	--------------------------------------	---

〈コメント〉

中部圏域での役割、ニーズの実現に向け、中・長期計画及び今年度の事業計画を含めた「工程表」に基づき、課題の解決に向けた計画を策定している。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
--------------------------	--	--

6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
---	---	---

〈コメント〉

園長が中心となり、全職員が工程表の内容を共通理解し、見直しを行いながら事業の運営に当たっている

7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a
---	-------------------------------------	---

〈コメント〉

事業計画の概要やスケジュールは鳥取県のホームページで閲覧できる。利用者へはおたよりを保育室内に掲示し、必要な場合は説明し周知に努めている。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a

〈コメント〉

実施している事業ごとに評価・分析し、評価する体制が整っている。第三者評価を2年に1回受審し、サービスの質の向上に努めている。

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
---	--	---

〈コメント〉

保護者アンケート、評価結果に基づいて改善すべき課題を明らかにしてそれぞれの事業別に組織として対応し、利用者へ説明している。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		評価結果
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	II-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a

〈コメント〉

役割と責任を含む職務分掌及び事務分担表を作成し、職員に周知している。業務に関する留意点や改善すべき事項については、朝のミーティングや研修の機会を通じて隨時職員に周知している。有事の際の権限委任を明確にしている。

11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
----	---	---

〈コメント〉

行政からの通知や会議への出席・研修により、法令の理解及び把握をしている。コンプライアンスの確保、虐待防止などの必要なテーマについては伝達講習を行っている。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

12	II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
----	---	---

〈コメント〉

管理者は、サービスに関する現状や課題を定期的に評価分析し、職員の意見も反映させながら具体的な取り組みを模索し、組織全体のレベルアップに努めている。

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
----	---	---

〈コメント〉

管理者は、働きやすい環境整備や業務の効率化を常に呼びかけ、時間外勤務の縮減、業務改善など指導・助言を行っている。

II-2 福祉人材の確保・育成

		評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
〈コメント〉		
	必要な人材や人員体制については、県の示す専門職の配置基準に基づいて明示されている。採用・異動は県全体の中で計画的に行われている。	
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a

〈コメント〉

人事考課については、県人事関係諸規定に基づき適切に行われており、職員にも周知している。職員に対する意向調査や評価等、貢献度も反映されている。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
----	--	---

〈コメント〉

有給休暇の取得状況、時間外労働の実態及び異動希望の把握については、県庁担当課が一

括管理、指導している。希望により短時間勤務やフレックスタイム勤務も取得出来、職員が働きやすい環境に努めている。年に3回管理者と個別面接を実施し、職員の就業に関する意向の聞き取りを行っている。福利厚生事業については、各種制度化され、県庁職員支援課が実施している。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
----	------------------------------------	---

〈コメント〉

基本の方針及び工程表に職員の専門性や技術の向上に対する基本姿勢を明示している。個別の職員に対して「キャリアビジョン」を作成し、年3回の面接で評価・見直しを実施して確認を行っている。

18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
----	--	---

〈コメント〉

教育・研修計画に基づき実施している。中部圏内の関係機関との連携を図りながら研修への参加を積極的に奨励している。

19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
----	--------------------------------------	---

〈コメント〉

新型コロナウイルス感染拡大に伴い研修会のほとんどが中止になっていたが、今年度からオンラインによる研修会の開催に変更となり、積極的に参加する機会を確保している。その後の伝達講習も実施している。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20	II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
----	--	---

〈コメント〉

実習生の受け入れについては、受託事業として位置付けられており、人材育成に協力する形で県のマニュアルに従って実施している。令和3年度はコロナ禍により中止したが、来年度からは工夫しながらの再開に期待したい。

II-3 運営の透明性の確保

		評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
〈コメント〉		
ホームページによる情報提供、県の情報公開制度により情報公開を行っている。利用者へは隨時「お便り」で情報発信している。地域へ向けての事業所の目的や活動の説明は十分とは言えない。		

22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組 が行われている。	a
〈コメント〉		
県の監査委員による定期監査を年1回受け、適正な業務執行が担保されている。令和2年度はコロナ禍に伴い中部総合事務所の現地での指導監査は中止となつたが、2年に1度の第三者評価を受審し、改善に努めている。		

II-4 地域との交流、地域貢献

		評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23 II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行って いる。		
〈コメント〉		
利用者のほとんどが地域のこども園・学校に並行通園通学をしており、当園における利用者の様子の見学要請があれば積極的に応じている。活用できる社会資源や地域の情報を印刷物や掲示、ホームページで利用者・保護者へ伝えている。地域との交流の機会は設けていない。		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確に し体制を確立している。	b
〈コメント〉		
マニュアルを整備し、県社協のボランティア要請があり受諾したが、応募はない。		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、 関係機関等との連携が適切に行われている。	a
〈コメント〉		
保育園、行政関係機関、病院等、必要な社会資源を把握・リスト化し、職員間で情報共有し、必要に応じて保護者に情報提供を行っている。それらの関係機関を交えて、利用者に対して年2回の個別支援会議「子育て検討会」を実施し、通園や就学に向けて連携を図っている。		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 福祉の福祉ニーズ等を把握するための取り組みが行 われている。	a
〈コメント〉		
「障がい児等地域療育支援事業」として家庭や保育園など地域での療育的支援の実施と定着を目的とする療育相談を行っている。もっと気軽に相談できるよう、相談方法などをパンフレットにわかりやすく示してはどうか。		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行 われている。	b

〈コメント〉

地域療育担当支援員を中心に自立支援協議会と連携を図りながら、中部圏域の福祉ニーズの把握に努めている。年1回、園主催の地域療育セミナーを実施している。ネット配信となっており多数の参加が見込まれている。地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人、地域住民の安全・安心のための取り組みを期待する。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
〈コメント〉 利用者を尊重する姿勢を基本理念等に明示し、実践している。職員は人権研修を年3回程度受講し、意識を高めている。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a
〈コメント〉 利用者のプライバシー保護については、県の個人情報条例、規則等に基づいて実施し、利用者の状態にあわせて配慮している。利用者や家族には契約時に「個人情報使用同意書」を基に説明し、周知を図っている。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
〈コメント〉 パンフレット、ホームページなどにより、施設を紹介するための広報を行っている。パンフレットは、行政窓口・病院・保育園などに設置し、周知を図っている。施設見学や利用体験も隨時対応している。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a
〈コメント〉 サービスの開始・変更時には、担当者が保護者の理解状況を確認しながら説明をし、保護者の同意を得ている。利用ニーズの変更、園内事業間移行については、主治医の診察、口頭説明を行っている。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a
〈コメント〉 事業所の移行に際しては、移行先施設も参加する「移行支援会議」を開催し、スムーズに引き継げるよう配慮している。サービス終了後も保護者からの相談があれば適宜対応して		

いる。福祉サービスの継続に必要な窓口職員を利用者に伝えている。

III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

33	III-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
----	---	---

〈コメント〉

保護者アンケートを実施し、満足度の高いサービスを提供するために必要な利用者ニーズの把握を行っている。全職員で原因分析し、サービス改善につなげている。

III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
----	--	---

〈コメント〉

苦情解決の体制が整備されている。コロナ禍のため、保護者との意見交換会は実施できていない。第三者委員の連絡先をエレベーター内に掲示しているが、重要事項説明書も掲載されることを望む。

35	III-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a
----	--	---

〈コメント〉

日頃から保護者に安心して相談してもらえるような接遇を心がけている。意見箱の設置や、保護者アンケートを年1回実施している。相談内容によっては、プライバシーに配慮した別室で相談に応じている。

36	III-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
----	---	---

〈コメント〉

苦情対応マニュアルがあり、受けた意見・要望に対して速やかに対応できるよう整備している。

III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

37	III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
----	---	---

〈コメント〉

「鳥取県業務継続計画」の安全対策に関する基本マニュアルを各種整備している。遊具や玩具の安全性について、細部の定期的な点検等の実施を望む。

38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
----	--	---

〈コメント〉

感染症対応マニュアルを整備している。新型コロナウイルス感染症に関して別途マニュアルがあり、状況の変化に合わせて更新している。担当職員（看護師）が感染防止に係る研

修を受講し、職場内に伝達を徹底している。

39	III-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
----	--	---

〈コメント〉

コロナ禍により、利用者との避難訓練等は実施できていないが、職員のみで利用者の避難を想定した訓練を行った。それにより見えてきた課題に対しての解決策を早急に期待する。また、災害時に障がい児の受け入れが可能になるような体制を、食料や備品類の備蓄を含め、検討してほしい。

III-2 福祉サービスの質の確保

		評価結果
III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	III-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a
〈コメント〉		
利用者とのかかわり方、サービスの実施方法については、パンフレット・重要事項説明書等に記載している。具体的な実施方法については、個別支援計画書を策定し、それに基づき活動を文書化して説明・実施している。		
41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
〈コメント〉		
活動が発達状況にあってるか「活動後の振り返り」を毎回行い、半年毎に支援計画を見直し、年度末には次年度の実施方法について職員全員で話し合う場を持ち検討している。		
III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a
〈コメント〉		
定められた手順に従って、利用者の身体状況等のアセスメントを行っている。ニーズを踏まえた課題を文書に明示し、職員と保護者で情報共有している。		
43	III-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a
〈コメント〉		
個別支援計画の作成にあたり、「子育て検討会」(カンファレンス)を6か月に1回開催し、関係機関を交え意見交換を行っている。支援目標の達成状況について評価を行い、必要に応じて見直している。		
III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	III-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a

<p>〈コメント〉</p> <p>利用者一人ひとりのサービス実施状況は、実施後速やかに記録し、個人毎にファイルにまとめ、利用者に関する情報を共有できるようにしている。電子カルテで情報を共有している他、ミーティング等により細部の情報も職員間で共有し、連携を図っている。</p>		
45	III-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>利用者に関する記録については、保管、保存、破棄等に関する県の管理規定に従い管理している。記録用のパソコンは、職員個々にカギを持ち、パスワードによって管理されている。そのカギは、勤務終了時に保管庫に入れている。</p>		

(別紙)

第三者評価結果(内容評価)

※すべての評価細目（19項目）のうち、13項目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。※評価細目毎に評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

A-1 利用者の尊重と権利擁護

		評価結果
<p>A-1-(1) 自己決定の尊重</p>		
A①	A-1-(1)-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>アセスメントを多職種で行い、利用者と保護者の意向やニーズを確認した上で、個別支援計画を作成し、主体的な活動ができるよう支援にあたっている。</p>		
<p>A-1-(2) 権利侵害の防止等</p>		
A②	A-1-(2)-① 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>利用者のプライバシー保護については、県の個人情報保護条例、規則等に基づいて実施し、利用者の状態にあわせた支援をしている。利用者や家族には契約時に「個人情報使用同意書」をもとに説明し、周知を図っている。</p>		

A-2 生活支援

		評価結果
<p>A-2-(1) 支援の基本</p>		
A③	A-2-(1)-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。	a
<p>〈コメント〉</p>		

利用者に対して適切にアセスメントを行うとともに、保護者だけでなく生活に関わる関係機関（こども園、学校等）の様子やニーズを確認しながら、見守りの姿勢で自律・自立への支援を行っている。

A④	A-2-(1)-② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	a
----	--	---

〈コメント〉

利用者の個別支援計画を多職種でアセスメントを行い、利用者に合わせたコミュニケーション能力を確認している。また、スイッチや iPad の活用など、利用者の発達段階や機能に合わせたコミュニケーション支援を行っている。保護者等とも共有し、活用できるようにしている。

A⑤	A-2-(1)-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	a
----	--	---

〈コメント〉

活動時及び適宜、保護者や支援者の相談を受けている。また、受けた相談内容はスタッフ間で共有し、必要な対応を速やかに行うよう心がけている。コロナ禍により利用人数や時間を制限しており、ゆっくり時間が取れ、より相談しやすい環境になっている。

A⑥	A-2-(1)-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。	a
----	--	---

〈コメント〉

個別支援計画に基づき、日中活動のプログラムや遊びを多職種で計画し、利用者のできることや興味・気持ちに沿いながら支援している。

A⑦	A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。	a
----	-------------------------------------	---

〈コメント〉

定期的にスタッフ間で利用者のニーズや状態像を確認し、支援方法の共有を図っている。たとえば、椅子や道具、遊具のアイデアの工夫、情報量の調整、言葉かけや指示方法の工夫など、利用者の障がいに応じた支援をしている。また、個別での自己研鑽をしている。

A-2-(2) 日常的な生活支援

A⑧	A-2-(2)-① 個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。	a
----	--------------------------------------	---

〈コメント〉

個別支援計画で確認したニーズに応じ、定期的にモニタリングを行っている。支援の利用時間内で確認できない場面は保護者撮影による動画で確認し、食事場面については再現遊びで確認し、計画や支援の見直しを図っている。

A-2-(3) 生活環境

A⑨	A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	b
----	---	---

〈コメント〉

利用者の特性に合わせて、共有スペースを組み替え、活動に参加しやすい安全な環境設定を行っている。遊具の定期的な細部の点検を期待する。

A-2-(4) 機能訓練・生活訓練

A⑩	A-2-(4)-① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	a
----	---	---

〈コメント〉

体幹訓練や書字・絵画などの学習、生活動作等、利用者一人ひとりに応じた機能訓練・生活訓練を多職種の職員で評価を行い、見えてきた課題を共有している。

A-2-(5) 健康管理・医療的な支援

A⑪	A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	a
----	--	---

〈コメント〉

来園時に検温測定など健康状態の確認を行い、健康チェックシートに記入している。コロナ禍でもあり、利用者または家族に体調の不安がある場合は、電話や来園時に聞き取り、医師及び看護師が適宜対応している。緊急時対応マニュアルを作成するとともに、関係医療機関と連携を図っている。

A⑫	A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	a
----	---	---

〈コメント〉

感染症及び緊急時対応マニュアルを策定し、状況に対応できるように周知を図っている。また、利用者のアレルギーの有無等を把握し、小麦粉使用粘土を避けるなど、適切な対応ができるように定期的に職員間で確認を行っている。

A-2-(6) 社会参加、学習支援

A⑬	A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	/
----	--	---

〈コメント〉

該当なし

A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援

A⑭	A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	/
----	--	---

〈コメント〉

該当なし

A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援

A⑮	A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	/
----	--------------------------------------	---

〈コメント〉

該当なし

A-3 発達支援

A-3-(1) 発達支援	評価結果
--------------	------

A⑯	A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	a
----	--	---

〈コメント〉

日々の活動において多職種でアセスメントを行い、個別支援計画を作成している。保護者だけでなく生活の場の支援者とも情報共有している。定期的にモニタリングを実施し、利用者の状況に合わせた支援が行えるよう努めている。

A-4 就労支援

A-4-(1) 就労支援		評価結果
A⑰	A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	/
〈コメント〉		
該当なし		
A⑯	A-4-(1)-② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている。	/
〈コメント〉		
該当なし		
A⑲	A-4-(1)-③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	/
〈コメント〉		
該当なし		